

## 本日の会議に付した事件

平成24年第3回山元町議会臨時会

平成24年5月11日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 提出議案の説明  
日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）  
日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）  
日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算・専決第1号）  
日程第 8 議案第47号 町民バス用車両の購入契約について  
日程第 9 議案第48号 平成24年度山元町一般会計補正予算（第1号）  
日程第10 同意第 2号 副町長の選任につき同意を求めることについて

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第3回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により3番渡邊 計君、4番菊地八朗君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．会期決定の件を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔会期日程案は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布しておりますとおり、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

---

議 長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議長諸報告は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議 長（阿部 均君）日程第 3. これから提出議案の説明を求めます。町長齋藤俊夫君。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。

本日ここに平成 24 年第 3 回山元町議会臨時会が開会され、平成 24 年度一般会計補正予算案をはじめ各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明を申し上げ、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、専決処分に係る承認議案関係についてご説明申し上げます。

承認第 2 号及び第 3 号については、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、山元町町税条例及び山元町国民健康保険税条例の一部を改正し、本年 4 月 1 日から施行する必要があったことから専決処分したものであります。

承認第 4 号については、平成 23 年度一般会計の歳出予算において東日本大震災復興交付金事業費の確定により、震災復興交付金基金積立金を減額措置するとともに、震災復興交付金事業のうち、宮城県を経由する被災地域農業復興総合支援事業が、国の震災復興交付金事業と同様に、基金事業としての取り扱いとなったことに伴う交付金並びに震災復興関係寄附金について、山元町東日本大震災復興基金への積立金として追加措置するものであります。

民生費関係においては、平成 22 年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業の返還金を追加措置するものであります。また、歳入予算においては、震災復興特別交付税等の確定による地方交付税の減額措置に加え、災害復旧関連補助金等の確定及び震災復旧関連寄附金の確定に伴う基金積立金の増額措置を行い、最終的な財源調整として財政調整基金取り崩しの減額措置並びに財政調整基金への予算積立金の増額措置をした結果、歳入歳出それぞれ約 14 億 3,000 万円を減額し、総額 342 億 3,000 万円余とする専決処分第 4 号であります。

承認第 5 号については、介護保険事業特別会計の歳入予算において、介護従事者処遇改善特例事業遂行のため造成した基金の設置機関が平成 23 年度末において完了したことから、精算による残金を国庫に返還するための同基金取り崩しの増額と財政調整基金取り崩しの減額による財源内訳の変更を内容とする専決処分第 1 号であります。

次に、単行議決に係る議案でございますが、議案第 47 号町民バス用車両の購入計画についてご説明申し上げます。

JR 常磐線が復旧するまでの間、通勤・通学の利便性の確保を図り、人口流失を防止する目的で運行している JR 亶理駅までの直行バス用の車両購入について議会の議決を

求めるものであります。

続いて予算関係議案でございますが、議案第48号平成24年度山元町一般会計補正予算（第1号）案についてご説明申し上げます。

歳出予算の農林水産業費についてですが、平成23年度末に要望しておりました東日本大震災農業生産対策交付金事業において県から内示等があったことから、早期の生産と出荷体制の整備や水田作物の品質保持に関する事業費を追加措置するものであります。

以上、ご説明申し上げた歳出予算に見合う財源としては県支出金及び震災復興特別交付税を充てるものであり、今回の補正額は約10億6,000万円を追加し、総額407億9,600万円余とするものであります。

最後に人事案件でございますが、同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについては、本町の一刻も早い復興再生に向け、東日本大震災に伴う復旧・復興事業等に係る執行体制に万全を期するとともに、各種事業の効率的な事業展開を図るため、2人目の副町長を選任するに当たり議会の同意を求めるため提案するものであります。

以上、平成24年第3回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で提出議案の説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第4. 承認第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。承認第2号専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成24年5月11日、提出者山元町長齋藤俊夫。

次ページですが、専決処分書、山元町町税条例の一部を改正する条例は急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日、山元町長齋藤俊夫。

条例の一部改正する条例でございますが、事前に皆様の方にお手元に配布させていただいております配布資料No.1のほうで、条例の議案の概要説明についてご説明を申し上げます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第2号専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例

の一部を改正する条例) を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

議長(阿部 均君) 日程第5. 承認第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務納税課長(平田篤司君) はい、議長。承認第3号専決処分の承認を求めることについて(山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成24年5月11日、提出者山元町長齋藤俊夫。

次ページをおめくりください。

専決処分書、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日、山元町長齋藤俊夫。

これにつきましても、皆様に事前にお配りさせていただいております配布資料No.2のご説明をさせていただきます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長(阿部 均君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 質疑なしと認めます。

---

議長(阿部 均君) これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 討論なしと認めます。

---

議長(阿部 均君) これから承認第3号専決処分の承認を求めることについて(山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

議長(阿部 均君) 日程第6. 承認第4号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長(高橋寿久君) はい、議長。それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

1枚、2枚をおめくりいただければと思います。

平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第4号でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額からそれぞれ14億3,032万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を342億3,195万9,000円とする内容となっております。それに合わせまして地方債の補正を行っております。

今回の補正予算の概要でございますが、歳出におきまして主に東日本大震災復興交付金の確定に伴い、震災復興交付金基金積立金の減額措置を行っております。また、歳入におきましては震災復興特別交付税等の確定により、地方交付税の減額措置及び災害復旧関連補助金等の確定による調整等を行うものでございまして、急を要するため地方自治法の規定に基づきまして専決処分をしたものでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 承認第5号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。それでは、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算・専決第1号）についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、介護保険事業特別会計において介護従事者の処遇改善に伴う保険料の急激な上昇を抑制するため、平成21年度に介護従事者処遇改善臨時特例基金を造成しておりましたが、基金の設置期間が平成23年度末をもって完了したことから、事業費を精算し残余金を国庫へ返還するため特例基金取り崩し額を増額し、財政調整基金を減額するとともに、事業費の財源内訳の変更を行う必要があったことから、3月31日をもって専決処分をさせていただいたものでございます。

6ページをお開きください。

まずは歳入のご説明でございます。…以下別紙議案書により詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第47号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。議案第47号町民バス用車両の購入計画についてご説明申し上げます。

お手元に議案の概要がございます。こちらについてご説明いたします。

購入する車両の概要でございますが、低床型小型ノンステップバス、型式SKG-HX9JLBEでございます。製造メーカーにつきましては、日野自動車株式会社でございます。

基本仕様でございますが、路線バス仕様、空調設備でございます。各種適合仕様としまして、交通バリアフリー法適合車両でございます。

以上が仕様の概要でございますが、契約の方法でございますが、購入台数1台、契約の方法は随意契約を考えております。契約金額でございますが、2,084万2,405円となっております。納入期限でございますが、平成24年9月14日、契約相手方につきましては、宮城日野自動車株式会社大河原営業所所長高橋伯輔でございます。

私の方からは以上になります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

11番（伊藤隆幸君）はい。私はこの町民バスを買うことについてはいささかも問題持っていません。4月13日の東日本大震災災害調査特別委員会で資料の提供がありました。1日の、4月2日は始まった当初ということで、22名の乗車の利用者でした。そして、10日過ぎて4月11日は32名で、私言いたいのは、坂元、山下駅、これは代行バスというのはわかります。そして、正直私当局に申し入れた件は、

議長（阿部 均君）伊藤議員に申し上げます。

ただいまは町民バス車両の購入契約についてが議題でございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、関連して質問します。そのとき説明出たのは、この町民ひとしく利用するんですから、

議長（阿部 均君）ただいま注意申し上げましたけれども、利用の部分についての質疑は差し控えていただきます。ただいまは契約についての質疑でございますので。（「関連ではだめ

なんですか」の声あり) だめです。許可いたしません。(「いや、4月13日で運行改善について、利用状況は現在どうなんですか」の声あり) 答弁は必要ありません。

ほかに質疑はありませんか。

1 番 (青田和夫君) はい。1点だけちょっとお伺いします。

この説明書を読んだ中で購入に際して乗り降りするところが低床すると、下がると。車いすの問題がありますけれども、後ろのところの部分、通常であればパワーゲート付きとかあると思うんですけれども、その辺はどうなっているんだか、その1点だけお伺いします。

企画財政課長 (高橋寿久君) はい、議長。パワーゲートにつきましては、附属設備をご覧いただければと思いますが、車いす対応としまして着脱式乗降用スロープ車いす表示、車いす固定装置等ということでございまして、リフト式につきましては低床型であるということからしまして、こちらについてはいわゆるリフト型の装置については付いていないと理解します。(「わかりました」の声あり)

議長 (阿部 均君) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

10 番 (岩佐 隆君) はい。この議案第47号の契約の方法についてお伺いをします。

随意契約でございます、これについては。中身を見ると、多分仕様の中でいろいろな仕様をお示しをして、そのために随意契約になったのかなと、そういう推測するわけですが、ただ、日野自動車のこの車種を限定したということなのか、それともやはりいろいろな車種ある中で仕様を考えた形の随意契約なのか。どうしても随意契約の金額多額になっておりますので、その辺についてちょっと懸念される部分があると、そういう思いするわけですので、お聞きをしたいと思います。どういう形の経緯で随意契約になったのか説明をしていただきたいと思います。以上です。

企画財政課長 (高橋寿久君) はい、議長。今ご質問いただきました点につきましては、低床型小型ノンステップバスということで、低床型のいわゆるバスにつきましては、こちら仕様を固めまして日本全国の中でこちらを製造しているのが日野自動車様1社ということから、随意契約となったものでございます。

10 番 (岩佐 隆君) はい。車種的に低床型小型ノンステップ無段差バス、これで見ると、大分使いやすさ、障害者の皆さんも含めて使いやすさがあると、そういうことでいいわけですが、この仕様の同じような考え方ではほかのバス会社なり、あるいはほかのメーカーではなかったのかどうか、同じような様式の中で、あくまでもこういう形の様式にすればここしかないというのはわかるんですけれども、ただ考え方として利便性があって、障害者の人たちにもやさしい、そういったバスという形の大きな囲いであれば、十分にほかのメーカーでもあるのかなとは思いますが、この考え方というのはどういう形の考え方で出てくるのか。

企画財政課長 (高橋寿久君) はい、議長。こちらにつきましては、低床型の自動車というのは数多くあると把握しておりますが、いわゆる低床型の小型のノンステップバスとなりますと、やはり日野自動車及びその取り扱い業者が1社に限定されてしまうということで、こちらと随意契約となった次第でございます。

議長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。

11 番 (伊藤隆幸君) はい。再度質問いたします。

この町民バスの議案第47号の購入契約について、提案理由に運行改善に当たり新た

に小型バス1台を取得するものとありますが、運行改善というのはどのようなもの  
なんですか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。ただいま運行しております亙理駅直行バスにつきましては、通常のバスをいわゆるリース契約しておる状況でございます、低床型、いわゆる  
身体障害者の方への配慮がきいたバスではないという状況でございます、そういった  
意味での運行改善という意味で理解しております。

11番（伊藤隆幸君）はい。利用者があつてのバスだと思います。北の部分の足の確保というこ  
とで質問するわけですが、その運行改善に当たるといふか、そういう部分でも考え  
られないんですか。

議長（阿部 均君）運行改善の今質問ですよ。先ほども申し上げましたけれども、導入契約に  
ついての質疑でございますので、「だから、これ、だって運行改善だもの、提案理由に  
載っているんだよ」の声あり）

何回も申し上げているんですけれども、契約についての質疑でございますので、契約  
の内容等、そういう部分の疑義がある場合質問をお願いしたいと思います。（「だから、  
提案理由に運行改善とうたっています」の声あり）

運行改善、説明はただいま冒頭であったと思いますけれども、その部分については。  
（「はい、わかりました」「ほかに質疑ありません」「なし」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。これ車いす乗り入れ可能ですよね。この図で見る限り。その場合の車  
いすの段差の解消はできているんですか、まずそれ。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。こちらの附属装備のところをご覧くださいと思います。車  
いす対応機といたしまして、着脱式乗降用スロープというのがございまして、こちらで  
いわゆるフラットな形で車いすの乗り降りができるという状況でございます。

8番（佐藤智之君）はい。あともう1点。車いすは何台まで収容可能なんですか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。仕様におきましては1台の収容可能となっております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第47号町民バス用車両の購入契約についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休 憩

---

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第9．議案第48号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。それでは、議案第48号平成24年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正内容でございますが、歳入歳出予算の総額に10億6,894万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を407億9,637万5,000円とする補正内容でございます。

今回の補正内容につきましては、歳出につきまして農林水産業費の東日本大震災農業対策交付金事業におきまして、県から当初予算編成後の4月に内示があり、早急な事業着手が必要なことから、事業費を確保するものでございます。また、当該事業の歳入につきまして県補助金及び震災復興特別交付税を充当する内容でございます。…以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい。6ページの、今課長から説明あった歳出の関係で、これはいろいろな形で説明は受けているんですけども、この東日本大震災交付金の生産対策交付金のこの事業全体の一応中身について、まず初めにお願いしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、歳出の10億6,800万円のこの内訳についてご説明申し上げます。

当初の説明要旨でありましたけれども、早期の生産等出荷体制の整備ということで、取り組む内容がまずいちごハウスを整備するというものが二つの法人でございます。この二つの法人の事業費でございますけれども、全体としては9億9,700万円ほどになりますが、そのうち補助対象が9億4,400万円、国の交付金が50パーセントでございますので、4億7,200万円ほど、それに町の方で先に平成23年度に実施しておる事業と歩調を合わせるという意味から、補助率を80パーセントまで上げるということで、町の補助金をかさ上げするとして30パーセント計上しております。その金額が2億8,300万円ほどになります。合わせて補助が7億5,500万円ほどになります。これがいちごハウス二つの法人でございます。

それから、もう一つが食品の6次化産業の事業ということで、食品加工業の法人が1社でございます。これにつきましては、食品加工施設を建設するというものと、それから、その原材料等になる果樹園の造成、この二つで構成されますが、事業費が3億9,900万円ほどになりますが、そのうち補助対象が3億7,900万円でございます。その補助対象の同じく50パーセントに当たる1億8,900万円ほどが国庫交付金、それから町が30パーセントのかさ上げということで1億1,300万円ほど、合わせて3億300万円ほどということになります。この三つの法人をあわせると出荷体制を早期にということで10億5,900万円ほどの補助の対象になります。

それで、さらにもう一つなんです、水田作物の品質保持に関する事業費ということ

で、これにつきましては水田のセシウム対策といたしまして、除染ではないんですけれども、作物が転作も含めると大豆等もございまして、植えつけをしてセシウムを吸収する前に肥料としての塩化カリウムを事前にまくと、そちらのほうを優先的に吸収するというようなことで、食品の米とか大豆の品質を確保するという意味で、塩化カリウムを配布する事業で、これはJAみやぎ亘理が事業主体になりますが、事業費といたしまして917万円ほど今回計上しております。これにつきましては、補助対象が全額10分の10国庫対象になるということでございます。これを今申し上げました3法人の出荷体制整備と、それから水田作物の品質保持ということで合わせて10億6,800万円ほどという内容でございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今課長の説明だと、農業の生産対策交付金事業、これの中で、前段で説明を受けていた部分で、法人に対する国、町の補助、そのかさ上げで30パーセントというお話だったんですけれども、国50パーセントで。今までのお話だと一応国から50パーセント、あと総体的には30パーセントという形なんですか。県から一応25パーセントで、そこであとかさ上げ分は5パーセントという形で、全体で30パーセントというお話でずっと我々理解していたんですけれども、その辺についてどうなのか、まず確認一つ。

あと、この塩化カリウムについて、水田のこれは関係ですけれども、どのくらいの面積に対してこのくらいの金額なのか。それと、例えば塩化カリウム散布することによって放射能の除染にはつながっていかないということですよ。一応固めていくという形だけだと思うんですけれども、その辺が本来の抜本的な対策につながっていくのかどうかと、あと、この例えば、まず1点だけ。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。まず1点目のかさ上げ補助の関係でございますけれども、平成23年度については県補助がついて、それに町の補助金が5パーセントということでの全体で30パーセントで、トータル80パーセントという補助の総額でございました。今回につきましては、平成23年度から何次かに分かれて内示が出ているんですけれども、今回内示出た分については県の補助金の特定財源が固まっていないというようなことから、県の補助金については未定でございます。ゼロになる可能性もありますし、また今後つくということもあると思うんですが、今の時点では未確定でございます。

一応町の方といたしまして、先に先行している法人と補助率を合わせるということから、30パーセントまで上げることにしておりますが、この国の補助残分について一応30パーセント程度まで震災復興特別交付税で措置できるというのが出ておりますので、まず町の方でその可能な範囲内で30パーセントまでは手当をしておく。あと、今申し上げましたけれども、県の補助金がくれば財源の振り替えをしていくというような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。今のお話だと1次補正予算の第1次、2次、3次、4次、5次、6次、7次、そういう形での農業生産対策交付金事業の多分国からの事業のそういった進捗の中での県なり町での提案という形で事業を申請したということだと思うんですけれども、今の中でどこまで1次補正予算の第何段まで、何段というか、何次までいっているのか、あるいはその中で具体的に県からの補助として25パーセントがついた部分がどこまでなのか、そしてこれからどういう形で考えていくのか。今お話だと復興交付金の交付税の中から後で財源がつくというお話もあるんですけれども、その辺の見通しについても

う1回お伺いできればなと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。一応今回のこの補正で提案しているのは第9次要望でございます。それで、何次までついているかというのは、ちょっと私どもでは情報は持っておりません、今のところ。

あと、これが今後つく見込みがあるかどうかということについては、一応この制度上のフレームとしては、枠としてはあるんですけども、具体的にどれだけというのが今のところ情報としてはございません。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。今の中でこれからどういう形で進むのかというのはちょっと答弁欠けていたので、それを答弁していただくことと、あと具体的にやっぱり県と町とのいろいろな補助の考え方なり、あるいは農業生産対策交付金事業の進め方の中で、どういうふうな方向で進むのかというのは、町の行政にとっても大きな方向が変わるか変わらないかという部分も出てくると思うので、その辺のやはり情報の確認なり、あるいは町としてのこれからの方向をつくる上でも必要だと思うんですよね。その辺で産業振興課長まだ日も浅いので、ほかの皆さんでご存じの方、答弁できる方いるのであれば教えていただきたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今後どうするかも含めてでございますけれども、今のところこれは平成23年度の1次補正予算ということでございまして、国の方のいちご団地、町のほうで取り組んでいるのは3次補正ということなんですが、1次補正の方の今回の、要は受益者負担がある事業については、まだちょっと予算がどの程度残ってどの程度県がおつき合いするのかという部分については、まだ情報としてはありませんので、今の現状での実態だということでご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。基本的には1次補正予算、第9次までいったということですが、これから平成24年度の新年度の中でも、やはり農家の人たちが負担するような形の事業、それについては多分同じような形で発していると思うんですよね。それで、制度的な部分で町のいちごの団地化事業と別な部分での進み方も事業としてあると。そういったときに、やはり1次補正予算のような考え方で進んでいくということで考えていく必要があるのかなとは思いますが、その辺は県の財源、あるいは町の財源の考え方もありますので、具体的にどういう方向で進むのか、これについては町長にご答弁いただければと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。農業生産対策交付金につきましては、事業主体の関係も出てこようかというふうには思いますが、極力バランスをとるといことが寛容でございますので、そういうことを大事にしながらやっていきたいと。また、できるだけ制度の中で受益者負担が少なくなればそれにこしたことはないというふうには思っていますので、必要な情報の収集、あるいは議会なり、農家の皆様との情報の共有をしながらバランスを失しないような形でこの交付金の活用、運用に努めていかなければならないというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。次に、同じ項目の中で、先ほど課長から説明ありました水田のセシウム対策、塩化カリウム、これについて金額もさることながら、これからどういう形で、効果があるという形ではお話はあるんですけども、永久的な効果ということではないと思うし、あるいは全体の面積で多分説明あったと思うんですけども、どのくらいの面積にどういう形で散布していくのか、その辺の手法、あるいは農協が一手に引き受け

て、それを農家に配布するという形でいくのかどうなのか、その辺ちょっと具体的にわからない部分があるので、ご説明をしていただきたいなと思うんですけれども。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回予算計上している対象の面積については490町歩、490ヘクタールでございます。散布については10アール、1反歩当たり1袋20キロのものをまくという、散布するというので約4,900袋、そのぐらいを見込んでおります。一応これについては農地の方で、昨年宮城県が実施した農地の調査25か所ほどあるんですけれども、最大で999というキログラム当たりのベクレルという数字が出ています。一応数字的には、その作物がその土壌関係で出たものの10分の1ぐらいを吸収するのではないかということになると、約99.9ベクレル。そうすると、ことしの4月に100ベクレルという食品の一定の線引きが出ましたので、その数字の中におさまるんですけども、塩化カリウムをまくことによってセシウムを吸収しない前にそれを吸収するというような対応だということでございます。これについては農協さんを通じて、うちのほうがそのままトンネルで補助金を流すということで事業主体的にはJAさんが対応するということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。基本的にこの490ヘクタールの土地のセシウムの一応濃度というのをおはかりになっているとは思いますが、今お話受けた中で、塩化カリウムはあくまでもセシウム吸収して、そこに水田で稲が吸収する前に吸収させるという形だけだと思いたうんですけれども、これからの対策、あるいはそれで万全な対策につながっていくのかどうかも含めてご答弁いただければと思いたうんですけれども。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。一応去年の数字に合わせてことしはそれで吸収対策とれるということで、今のところ実証を含めて効果はありというふうに見ているということで、補助の対象になっているということでございます。あと今後については経年によってだんだん、だんだん土壌の数値が下がっていくというようなことがありますので、今後については、また調査をしてどの程度の数値なのかを見て、そしてまた来年同じような形で対応というのが考えられるのかなと思います。国の方については、今のところこの補助については平成24年度というのが限定的になっておりますけれども、問題としてまだ残れば平成25年度以降も同じような対応なりを県とともに検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第48号平成24年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君） 日程第10．同意第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、説明願います。

町長（齋藤俊夫君） はい。同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

まず初めに、裏面をお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、山元町の一刻も早い復興・再生に向け防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、復興土地区画整理事業及び鉄道整備事業など、東日本大震災に伴う復旧・復興事業等に係る執行体制の万全を期するとともに、山元町震災復興計画に位置づけされた各種事務事業等の効率的な事業展開を図るため、新たに成田隆一氏を2人目の副町長として選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

参考資料といたしまして、次ページに選任しようとする者の略歴書をおつけしておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。…以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君） これから質疑を行います。――質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君） はい。提案理由の中、あるいは1月の議会臨時会の際に町長が条例改正の案提出されましたけれども、そのときに副町長2人制の条例が提案されて、その提案理由の中、あるいは町長の質疑、答弁の中で具体的に国交省からの現職の職員、その人を一応2人目の副町長として考えていきたいと、そういうお話がまずあったということと、今回はこの略歴を見ると、あくまでも東京都の職員、技術系ではありますけれども、それであるときの考え方から見ると、ちょっと私は違っているんでないかということだったんですね。現職で国交省とのパイプがあると、その中で具体的にこれから我が山元町の復興計画の中で復興事業を進める一つの技術の裏づけになる、技術系で国とのパイプ役になる人材をとという形の考え方だったんですけれども、今回それがちょっと違った理由と、ある程度これからこういった役割を持ってその2人目の副町長にお願いするのか、まず初めにそれをお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君） はい。確かに2月の臨時議会で副町長2人制に係る人選をお願いした際にご説明した経緯の中で、当初は国の方から、できれば国土交通省からこの膨大な復興関連事業を技術畑の立場からトータルマネジメントできる人材を得るべく対応したいというふうな趣旨のお話を申し上げてきたところでございます。私としては2月の臨時議会以降、早速国土交通省の方といろいろ折衝を重ねてきたところでございますが、ご案内のように復興庁が発足をしまして、復興庁のほうに国土交通省の方からも相当の人員が割かれている状況、まずこれが一つございましたし、それから、町として早い時期に、例えば4月早々なり、あるいは5月なりに人材を得ようとした場合に、もう既に国の方の人事の作業が終了というか、もう間に合わないような、そういうタイミングでもございまして、結果としては、国土交通省としては町の方に人を割愛するというのは大変厳しい状況だというふうな話がまずあったところでございます。

そういう中で、何としても町としては先ほど申しましたような復興関連事業を技術畑の立場からトータルマネジメントできる方をぜひお願いしたいものだというふうなこと

で、復興庁の方、あるいは県の方にもいろいろバックアップしていただきながら、再度国土交通省の方と折衝を重ねた中で、山元町の復興課題に対応できる方、こういう方がいらっしやるんだけれどもどうだという話がありましたので、いろいろ経歴を確認し、そしてまた、ご本人とも直接お会いする中で人物なども確かめながら今回の提案に至ったというふうなことでございまして、先ほど同意の説明の中でも触れさせていただきましたように、これまでの経験、知識の中で山元町の復興の課題に的確に対応できる人物であるというふうに確信を持ったところでございますので、ご提案させていただいたところでございます。よろしくどうぞお願いいたします。（「役割」の声あり）

役割につきましては、きちんと事務分担を定めて対応してまいりたいというふうに思っております。この関係については、具体的には副町長の事務分担に関する規則というふうなものを定め、明確にしていきたいと思います。具体的には、まず一つは、いわゆる第1順位の副町長としてここにあります平間副町長、そして今回ご同意を前提として成田さんを第2順位の副町長というふうな、まずそういう位置づけでございます。そして、基本的には条例とか、職員の人事とか予算の編成とか、あるいは危機管理、あるいは震災復興に関する部分、大きな意味での共管という部分が一つございます。今言った部分については基本的には共管の部分がございまして、第1順位の平間さんには総務課なり、危機管理室なり、企画財政課なり、税務納税課、町民生活課、保健福祉課、被災者支援室、地域包括支援センターに属する事務、それから産業振興課の中でも農地整備課に属する事務を除いた部分、それから会計課に属する事務、そして坂元支所に関する事務、上下水道事業所、これは公営企業管理者に属する事務は除かれるわけでございますけれども、そういう部分、あるいは町長の権限する――事務で委員会等に委任され、補助執行している事務のうちというふうなことで、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、これに関する事務、さらには、議会、教育委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会との連絡調整に関する事務というふうなものを第1順位の平間副町長に担任をしていただくと。

そして、第2順位の副町長担任意務としては、震災復興企画課に属する事務、それから事業計画調整室、震災復興整備課、用地鉄道対策室、まちづくり整備課、産業振興課に属する事務の中で、先ほどの裏返しになりますが、農政班と地域振興課に属する事務を除いた、いわゆる農地整備班、これに関する事務というふうなことを、いわゆるまちづくりなり、産業振興の一部、震災復興の基本的な部分というふうなことで担任をいただくというふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい。まず、人事の関係を進める一つの考え方の中で、今のお話を聞くと、国土交通省からの推薦というとらえ方でいいのかどうか。今町長が答弁の中でお話を聞くと、あくまでも東電の社員という形ではあるんだけれども、今までの経歴の中で、東京都庁で勤務していたことで国土交通省とのつながりがあるので、国土交通省からの推薦という形の考え方があるのかどうかまず一つと、あと変わったという形で考えると、本当は1月の臨時議会の時点で国の作業、人事作業というのも多分県に町長いたときから、いつころが一応区切れなのか、その辺については多分おわかりだと思うんですけども、その辺が町長から見てなかなか全体の人事の関係で1月の臨時議会でお話し、我々議員に話したような形にならなかったというのは、やはり復興庁の人事の絡みなのかどうか。あるいは目安としてもっと前段で臨時議会のおきに国に申し入れて国から、国土

交通省から人数、あるいは副町長の人材をいただけるという形で確認したのをちょっと見通しが誤ったのか、その辺のちょっと考え方についてだけ、まずお伺いできればと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。この作業の進め方、タイミングの問題ということでございますが、おかげさまでこの3月議会終わって4月、5月と新年度に入りまして、我々も全国からの応援職員のご支援、ご協力もございまして、大分落ち着きを取り戻しつつございます。しかし、今ご指摘のような2月、1月、あるいは12月、11月と時間を振り返ってみれば、なかなかその場面、場面では本当に連日綱渡りのような状況で、もろもろの作業を進めてきたというのが実態でございまして、今ご指摘いただいたような通常ベースでの例えば組織の整備、あるいは人事の具体的な作業、これは大きな組織になればなるほど相当我々が考えている以上に前倒して作業が進んでいるというのが私の県の経験、あるいは仄聞している国の作業、ある程度は承知しておるわけでございますけれども、前段申し上げたような多忙な業務をそれぞれ遂行してきている中では、なかなか思うに任せない部分もあって2月の臨時議会になったというのが実情でございます。

国の方とのかかわりというふうなことで、国土交通省、東京都と頻繁な人事交流をしております。成田氏もまたその直接の人事交流に乗った方ではございませんけれども、国と国土交通省なりと東京都の人事交流の中で、あるいは首都高速道路とか、外環状道路とか、具体の事業推進の中で国の皆さんとも大変太い人脈、おつき合いがございまして。さらに言うならば、震災以降、国土交通省としてこの沿岸部の被災市町をいろいろな面で支援していただいている担当者が張りついております。亘理町と山元町、これの担当職員、4月から東京都から派遣された方がその任務に当たってもらっているというふうな、そういう具体例もございまして。いずれいろいろな場面を通じて成田さんは国を含めて大変太いパイプもお持ちになるというふうな方でございますし、国土交通省からもご推薦、紹介であるというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。町長が提案の中でお話ししている国と町とのパイプ役と、そのために復興事業を進められるんだと、そういうお話の中で、今最後にお話があったように、国土交通省からの推薦ということで受け止めてよろしいんですね、まず。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど申し上げましたとおりでございますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。そして、先ほどお話しした事務分担、あくまでもこれについては臨時議会のときにも同僚議員がお話しして第1順位、第2順位、今町長が明確に、第1順位は平間副町長ですと、あとこれからおいでになる副町長に第2順位で事業事務分担、これ規則に定めていくと、そういうお話で、特に第2、今度の副町長に関しては震災関連、あと震災関連の事業、あと震災の企画財政とかそういった部分のかかわる形、あるいはまちづくり、あるいは産業振興、そちらの技術系の部分全部という形になるんですけれども、今まで平間副町長、今度出世で第1位になりましたので、ただ副町長が全部仕切ってやっていた部分なんですよね。そういうことで、2人にしてこれから179事業、3,600億円のそういった事業を抱えながらやるということで、私は平間副町長優秀であるので、全部多分仕切ってやれるのかなと、町長と2人でやれば。そういう思いですとお話をしてきたんですけれども、ただ、その事務分担のやつで具体には、例えば議会答弁とか、あるいは仕事の中で役割を今お話が出た、そういった内容で全部仕

切ってやるという形でよろしいのかどうか、確認です。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には先ほどご説明いたしました規則にのっとってのこの分担というようなことですが、今岩佐議員からお話いただきましたように、ここに控えている平間副町長、これまでの皆さんご覧いただいているような対応、実績もごございますので、持っている力を惜しみなく引き続き発揮してきていただけるような、そういう対応も必要でございますので、そこはソフトランディング、あるいは共管というふうな部分も含めて引き続き副町長の力が発揮してもらえるように私も努力をしています。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、1月の臨時議会のお話出た給与と賞与の関係、これ財源の考え方について、きょうのお話でも何回か町長との話し合いの中で、財源についても復興財源の中でというお話もあったんですけども、その辺について具体的に教えていただければなと思うんですけども、どういう経緯で、あのときの説明では、あくまでも一般財源からの持ち出しでその副町長については手当すると。多分賞与というか、退職金の絡みも含めてだと思うんですけども、そういう形で今回の副町長の件について賞与、あと退職金の関係でもどういう形で支出されるのかも含めてお伺いできればなと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまのご質問につきましては、2月の臨時議会のこの場でのご説明の折には、私どももちょっと不勉強なところがございまして、特別職でございますので、交付税の対象外なのかなというふうな思いでご説明させていただきましたけれども、その後、総務省の公務員部の高齢者対策室長が4月に本町にお越しいただいて、いろいろ意見交換をした際に、改めて確認をさせていただいたところ、副町長の人件費、あるいはその一般の全国から派遣していただいている応援職員、あるいは4月から採用いたしました任期付の職員、これらにつきまして交付税の対象となるというふうなことを確認をさせていただきましたので、そういうことでのご理解をいただければというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。例えば退職金も含めてということになるのかどうか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。ただいま町長の方からもありましたが、いわゆる震災復興特区に伴う特殊財政事情と認められると考えられますので、退職金につきましてもいわゆる特別交付税の対象となるものと考えられます。

10番（岩佐 隆君）はい。それは確認して間違いはないんですね。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。総務省のほうからはっきりとした通知がきているという状況ではございませんが、諸般の通知等から類推しますと、そのような判断ができるのではないかと考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。あと職歴ずっと見ると、平成18年7月15日に東京都庁を退職と。それからすぐに翌日付で東京都道路公団常務理事と、そういう形で2年で退職、そして7月15日に退職をして、次にすぐに7月16日に東京電力と、これ多分東京都が出資している、大株主になっている部分で全部渡り歩くという形になると思うんです。これ多分退職金の関係で、多分東京都が当たり前ですけども出て、また2年たってまた退職金が出て、また2年たってから退職金が出るという形で、こういう形でこれ通常国で言う天下りと称するものだと思うんですけども、そういう形で退職金、個人ですから、別に勤めた退職金もらうというのはあれですけども、ただ、通常今の国会なり、ある

いは通常の観念で言うと、本来であるところの形をなくすると、そういう形が全面に出る。東京都の職員であればそういうことも構わないのかどうか、国の関係のそういった役職、次官とか各省庁の人たちはそういう形ではもうなくなっているんですよね。例えば今お話ししたように、実際に退職金出ているのか出ていないのかその辺と、あと具体的にそういう部分の悪しき慣習が東京都の場合残っているのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。そこまでの確認はしておりませんが、あえてこの場で議論する問題では私はないのではないかなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。別に議論するという気持ちはないんです。ただ、実際にそういう形で経過を職歴としてたどっているという説明をこの説明書きにあるので、私は質問しているわけで、具体的に議論するわけでも何でもありません。あくまでも職歴の中でのお話をさせてもらっているという形だけなんです。それが本当にあるのかないのかということだけの話でね。

町長（齋藤俊夫君）はい。ちょっと舌足らずであったかもしれませんが、岩佐議員ご指摘の部分は、これはその自治体なり、国なりそれぞれの場面でのいろいろな制度に基づく対応でございますので…、失礼いたしました。そういうことでひとつご理解を賜りたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。別に今お話ししたように議論をする必要も何もないので、ただ説明を受けて、それで確認をしているだけです。ただ、こういう形で東京都の場合は実際に悪しき慣習が残っているながら、そして具体的に2年ずつで退職するという形になっている。そういう形の確認をしているんですが、これ退職金が出ているのか出ていないのかくらいはいいですよ、別に。

議長（阿部 均君）10番岩佐 隆君に申し上げますけれども、その天下り等のことについてはこの人事の質疑の方から逸脱していると思いますので、その辺は考えて質疑をしていただきたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。別に天下りを指摘するわけではない。こういう形で渡り歩いたという経緯の中でのお話なので、別にそれが悪いとかいいとかと私は別に質問していませんから。ただ、実際にそういう形で歩いてきて、最終的にはうちのところでこの技術系の職員として、副町長として雇い入れる形になると、その経過の中でのお話なので。それで、具体的にこういう形でお話をした中で、実際に我々のところでもうどのくらい任期で言えば4年という形で考えるという形になると思うんですけれども、その辺については今の時点でどういう考え方があるのか。あくまでも任期ということなのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。一般的に特別職であれば4年というのが一般的な考え方でございますけれども、私との任期の兼ね合いもございますので、まずは私の当面の任期の間はお願いをしたいというふうに思っております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐 豊君）はい。今同僚議員の岩佐 隆議員のほうからいろいろ質疑されまして、大体理解したところですが、ただ、私からも今町民が一番心配して声出しているのは、2月の条例のときにも私からもお話ししましたが、やはりこれまでの町、震災ありましてから被災者に対する思いとか、要するに住民説明会なり何なりで吸い上げた意見が十分にこれまでその被災者に思いを発したところでなされてこないという声が住民からは強くあります。

それで、2月のときにも私からも副町長2人制に対することに対して認めるにしても、やはりそういった声にこたえるためにも1人はこの町の行政のことがよくわかる方、理解できる方、そういう方をとということで一応何名かの議員が多分話したと思います。その中で、町長からは正確にはそれに、じゃあわかりましたという答えはなかったんですが、ただそのことに対しても意を用いるというか、そんなような回答があったと私は認識しております。

今回これまで務めてこられた、これからもですが、平間副町長には本当に大変な時期ずっと町長の片腕としてやってこられて、町民のやはり認識もよくやっているというような認識も私は聞いているところあります。ただ、やはりこの町の出身者でないというところが一つ非常に心配なところではあるんですが、そういったことから、本当はやはりこの町、田舎のことがよくわかる方をもう1人と私は思って、その町民の心配も含めてきたわけですが、当初町長がお話しされたようにやっぱり国とのパイプを強くして早く復興したいと、これもわかります。

きょう提案された方に対して建設関係、歩いてきたところは理解できる場所ではありますが、まず1点、住民のそういう心配に対する議会でも何人かの議員が指摘してきたこの町の復興に本当に被災した住民、また被災したばかりでなくてこの町民の思いにこたえられるようなのかどうか、その辺がちょっと私も心配なので、町長からその辺詳しく何か説明をいただきたいなど、まず1点。

町長（齋藤俊夫君）はい。2月の臨時議会でも同様の趣旨のお話をちょうだいしたというふうに理解するんですが、自治体の自治というのは、申すまでもなくそこに住む人間が自治を治めるとするのがこれは基本中の基本であるというふうなことはだれしもが共通理解しているところだろうというふうに思いますが、それはやっぱりケース・バイ・ケースというようなことになるのかなというふうに思います。これだけの大きな被害を受けてそれを復旧・復興するための人材が地元ではなかなか厳しい部分があると、これはどうしても県なり国なり、全国の自治体なりに一定の期間、一定のご支援をいただかなければ、どうしても困難な部分があるというふうな思いで平間さんをお願いしたり、あるいは今回成田さんをお願いしようとしているわけでございます。

決して未来永劫こういう形が望ましいというふうに考えているわけではございませんで、まずは私の任期、あるいは一般論で言えば復興集中期間での一定の見通し、目途、これがやっぱりたつ期間ぐらひは、そういうふうなしっかりとした外部からの応援もちょうだいしながら、そしてまた、地元の皆さんとのいわゆる協働、協働作業、コラボといいますが、そういうふうな形でスピード感のある復旧・復興に当たっていかなくてはならないというふうな思いでおりますので、岩佐議員ご指摘の部分もきちんと念頭に入れながら、進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。今町長説明されること私わかるんですよ。本当にけさも私遅刻しそうになるくらい遅れて来たんですが、全くこの話でした。私熱中する余り時間忘れて…。

議長（阿部 均君）岩佐 豊君に申し上げます。

ただいまは副町長の選任につき同意を求める質疑でございます。それで、この成田隆一氏がいいか悪いかという部分でございますけれども、そういう部分で提案していただ

いております。その質疑よりも何か今のような部分で討論みたいになっておりますので、その辺質疑という部分でお願いいたしたいと思います。

9番（岩佐 豊君）はい、理解いたしました。まず今提案されている副町長の方ですが、要するに住民が本当にやっぱり心配しているのは、この町に対して思いがあるかどうかということが一番なんです。今町長から説明されたように事業量の多さ、こういう大変なときにこうなんだよと、それはわかります。ただ、町民に対してそういう心配は本当にあるんですよ。けさもそうでした、私。だから、町長からこれまでの町の進め方に対して町民がそういう心配をしているんです。ですから、そういうことがないんだというようなことをやはりもう少し強く言ってもらわないと、私らもなかなか難しいですよ、この人認めるのにも。まず簡単でいいですから。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘は真摯に受けとめたいというふうに思いますが、これまでも申し上げてきておりますとおり、だれもが経験していない膨大な事務事業を一定の期間、本当にスピード感を持ってなし遂げなくてはならないということでございますので、いろいろな方々の力、知恵をそこに結集をする必要があるというふうな状況でございますので…、大変失礼いたしました。そういうふうな状況にあるわけでございますので、私もお指摘の点を十分踏まえてこれからの町政運営に当たってまいりたいというふうに思いますので、重ねてよろしくご理解賜りたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。この略歴見ますと、平成18年に東京都庁を退職していますね。いわゆる6年、ちょっとこの辺が心配です。先ほど町長からも国とのパイプも結構強いんだというような話ありましたけれども、実際に退職して6年、その辺の心配はないのかどうか確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今ご指摘の部分は、私も素直に申し上げますと、この略歴を最初に拝見したときには、そういうふうな思いも若干あったわけでございますけれども、直接ご本人とお会いをしてきている中では、いわゆるブランクを感じさせない意欲、姿勢、これが強く感じられる方でございますので、ぜひご安心をいただければというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（阿部 均君）ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名します。

山元町議会会議規則第31条第2項の規定によって6番遠藤龍之君及び7番齋藤慶治君を指名します。

投票用紙を配布します。

〔書記 投票用紙配布〕

議長（阿部 均君）念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない及び賛否が明らかでない投票は、山元町議会会議規則第83条の規定により否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（阿部 均君）異常なしと認めます。

議長（阿部 均君）ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と指名を読み上げますので、順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長（渡邊秀哉君）呼び上げます。

1 番 青 田 和 夫 君	2 番 岩 佐 哲 也 君
3 番 渡 邊 計 君	4 番 菊 地 八 朗 君
5 番 竹 内 和 彦 君	6 番 遠 藤 龍 之 君
7 番 齋 藤 慶 治 君	8 番 佐 藤 智 之 君
9 番 岩 佐 豊 君	10 番 岩 佐 隆 君
11 番 伊 藤 隆 幸 君	12 番 佐 山 富 崇 君
13 番 後 藤 正 幸 君	

〔投票〕

議長（阿部 均君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

---

議長（阿部 均君）開票を行います。開票立会人、6番遠藤龍之君及び7番齋藤慶治君の立ち会いを願います。

〔開票〕

議長（阿部 均君）選挙の結果を報告します。

投票総数	13 票
有効票	13 票
無効票	0 票
有効投票のうち	
賛成	11 票
反対	2 票

以上のおり賛成が多数です。よって、同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

議長（阿部 均君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
これで平成24年第3回山元町議会臨時会を閉会します。

午後0時18分 閉 会

---